**川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例を改正し令和６年４月１日から施行します。**

**《周知方法は原則説明会の開催によるものとします（第１０条）》**

* 事業者は、周辺関係者に対して、当該事業計画の内容を周知する方法を原則説明会を開催するものとします。

**《周辺関係者は事業者に対し協定の締結を求めることができ、事業者は協定の締結を行うものとします。（第１０条の３）》**

※ 周辺関係者は、災害の発生の防止及び生活環境の保全に関する事項について協定の締結を求めることができ、事業者は協定の締結を行うものとします。

**川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例の概要**

1. **目的（条例第１条）**

太陽光発電設備が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去に関して必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と町の環境の保全に寄与することを目的とします。

1. **事業者の責務（条例第６条）**

事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害を防止するとともに、生活環境等に十分配慮し、周辺関係者と良好な関係を保たなければなりません。太陽光発電事業の実施に係る事故や苦情若しくは紛争が生じたときは、その解決にあたらなければなりません。太陽光発電設備の維持管理に要する費用及び撤去するために必要な費用を確保しなければなりません。

1. **抑制区域（条例第８条・施行規則第３条）**

町長は、配慮が必要と認められる区域を抑制区域として、規則に定めるところにより指定しています。施行規則では抑制区域の対象となる地域は、川島町全域としています。町内で、太陽光発電設備を設置しようとするときに施行規則で指定する関係法令に該当する時は、設置ができないおそれがあります。

1. **事前協議（条例第９条）**

事業計画の届出の前に、当町に具体的計画を説明し、事前に協議することが必要です。その際、当町は必要な指導又は助言を行うことができます。

1. **説明会の実施（条例第１０条・施行規則第５条）**

事業計画の届出の前に、周辺関係者に対し原則説明会を開催し事業計画に関する事項に関する周知を行なわなければなりません。また、届出の際に説明結果を報告しなければなりません。

1. **工事完了の届出（条例第１２条）**

事業計画の届出をした者は、当該届出に係る設置が完了したときは、その旨を届け出なければなりません。当該工事を中止したときも同様です。

1. **廃止の届出（条例第１３条）**

太陽光発電設備を廃止しようとするときは、廃止をしようとする日の３０日前までにその旨を届け出なければなりません。太陽光発電設備の廃止が完了したときは、完了の日から３０日以内に届け出なければなりません。

1. **地位の承継（条例第１４条）**

事業譲渡又は相続、合併若しくは分割によりその地位を承継した者は、承継した日から１０日以内にその旨を届け出なければなりません。

1. **事業者が所在不明になった場合等（条例第１５条）**

当該土地所有者等は、事業者が所在不明となった場合又はその組織を解散した場合においては、当該土地所有者等が事業者と異なる者である場合に限り、事業者に代わり必要な措置を講じなければなりません。

**１０．維持管理（条例第１６条・施行規則第１１条）**

太陽光発電事業を実施する間、生活環境等の保全に支障が生じないよう、保守点検、定期的な除草や清掃など維持管理しなければなりません。太陽光発電設備が破損し、第三者に被害をもたらすおそれがある場合は、必要な措置を講じなければなりません。

**１１．標識の掲示（条例第１７条）**

太陽光発電設備の設置が完了した日から、撤去するまでの間、設置区域内の公衆の見やすい場所に標識を掲示しなければなりません。

**１２．報告の徴収（条例第１８条）**

　　　町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、太陽光発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができます。

**１３．立入調査等（条例第１９条）**

　　　町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、川島町職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査や質問をすることができます。

**１４．指導、助言及び勧告（条例第２０条）**

　　　町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができます。

　　　また、条例の規定に違反する場合等は、勧告することができます。

　　　事業者は、指導、助言又は勧告を受けたときは、その処理の状況を報告しなければなりません。

**１５．公表（条例第２１条）**

　　　町長は、事業者が上記の勧告に正当な理由なく従わない場合は、事業者の氏名及び住所や勧告の内容を公表することができます。

**１６．国及び県への報告（条例第２２条）**

　　　公表を行った場合は、国や埼玉県へその事実や内容を国や県に報告することができます。

**１７．附則**

１）改正後の第１０条、第１０条の２及び第１０条の３の規定については施行の日以後に出された届出から適用するものとします。

**１８．事務の手続きの流れについて**

**事業計画の届出**

・事業計画届出書

・説明会開催結果報告書

・協定書の写し

　(協定を結んだ場合)

**周辺住民への説明**

・原則説明会による

事業内容説明

・協定の締結

　（住民要望があれば）

**事前協議**

・事前協議書

・説明会開催予定報告書

**公表の報告**

・指導、勧告

・公表

(理由なく勧告に従わない場合)

・国や県に報告

　(資源エネルギー庁及び県エネルギー環境課)

**廃止**

・廃止

・廃止完了の

届出

**維持管理**

・維持管理

　（詳細は規則）

・廃止の届出

**設置工事**

・工事の着手

・工事完了の

届出

太陽光発電設備の設置を計画されている事業者の皆様へ

太陽光発電設備の設置にあたっては、当条例のほか、資源エネルギー庁や環境省が策定したガイドラインの規定に沿った工事、維持管理、廃止を行うようご注意ください。

・**事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）：資源エネルギー庁**

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\_and\_new/saiene/kaitori/fit\_legal.html

・**太陽光発電の環境配慮ガイドライン：環境省**

http://www.env.go.jp/press/107899.html

|  |
| --- |
| **太陽光発電設備の設置場所に関する関係法令** |
| (1)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号） |
| (2)　農地法（昭和２７年法律第２２９号）第４条及び第５条又は川島町農業委員会への届出 |
| (3)　農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第８条 |
| (4)　河川法（昭和３９年法律第１６７号）第６条第１項及び第５４条第１項 |
| (5)　文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第２７条第１項、第９３条第１項及び第１０９条第１項 |
| (6)　埼玉県文化財保護条例(昭和３０年埼玉県条例第４６号)第５条第１項及び第３１条第１項 |
| (7)　川島町文化財保護条例(平成２年川島町条例第２６号)第２条 |
| (8)　埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成１４年埼玉県条例第６４号）第１６条 |
| (9)　川島町環境保全条例（平成２５年川島町条例第１７号）第１８条第１項 |
| 町長が特に必要と認めるもの |

**届出の提出窓口及び相談窓口**

川島町町民生活課　生活環境グループ

〒350-0192　埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地１

　　TEL:049-299-1734(直通） FAX:049-297-8437

Email:tyoumin@town.kawajima.saitama.jp

